

キラリ

酒田市農業委員会報 No.68



「大雨に負けず、酒田の秋の味覚収穫中です」 (刈屋地区 梨の収穫)

特集

農業委員会はこんな活動をしています
～農地の利用の最適化に向けて～ (2、3面)

キラリな女性かがやく女性農業者 教えてキラリン (4面)

若手農業者リレーエッセイかぜ (5面)

農業一筋 おしらせ (6面)

このたびの7月25日の大雨により、
被害に遭われた皆さまにお見舞い
申し上げます。

令和6年 秋季号



農業委員会は こんなことを しています

農地等の利用の
最適化の推進に向けて

本市には29名の委員からなる農業委員会が設置されており、農地法に基づき農地の売買や貸し借り、農地転用の許可をしています。

その他にも、遊休農地調査など農地に関する業務や農業者年金に関する業務など、多岐にわたって活動を行っています。

また、農業委員会の重点業務として、農地等の利用の最適化の推進（以下「最適化の推進」）が法律に明確に位置付けられています。今回は農業委員の最適化の推進に係る活動をお知らせするとともに、皆さんにも農地と地域農業を守る大切さを考えるきっかけにしたいだけだと思います。

◎最適化の推進とは

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

による、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。

それぞれの取り組みについて、本市の農業委員をご紹介します。

① 担い手への農地利用の集積・集約化

下段の①のグラフのとおり、本市の農業就業人口は減少の一方で高齢化率は上昇しています。②のグラフを見ると、担い手への集積は進んでいます。実際は地域によるばらつきや分散錯雑が課題となつています。将来の農地、地域農業を持続していくため、担い手に集積・集約していく必要があります。そのため将来像を地域で話し合つて決める「地域計画」の策定を本市では推進していますが、その中で農業委員も重要な役割を果たしています。

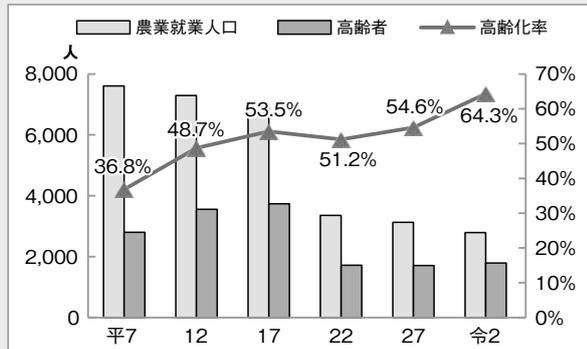


佐藤 晴子
委員
(平田)

第2回「地域計画」地区別協議会が、酒田市の各ブロックに分かれ、農業を担う方や関係者が集まり話し合いの場が設けられました。地域計画は地域の皆さんと話し合うことで、地域ごとの農業が見えてくるため、農業委員も関わり座長となつて協議会を進めています。

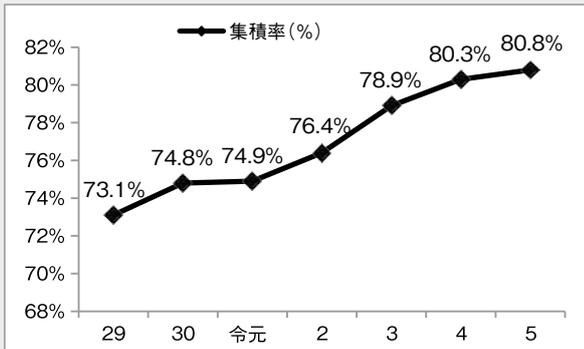
◎酒田市の農業の状況

① 農業就業人口と高齢化率の推移



農林水産省【農林業センサス】より

② 担い手への農地利用集積率の推移



東北農政局「山形農林水産統計年報」担い手等実態調査より



▲付せんを用いた活発な話し合い

今回は地域ごとの「現状と課題」「将来の在り方」について話し合いました。平田地区ではワークショップ形式で全員からの意見を可視化（その場にいる全員で共有）できるように付せんを用いて、議題ごとに全員に現状や課題、希望など書き出してもらいました。多くの同じ課題や意見があれば、希望したいことやアイデアが出たりと、大変有意義な場となりました。農業を担う方々が顔を合わせて将来を考え議論提案し、内容が地域計画に反映されていくよう意見交換、共有、理解を求め進めていきたいと思えます。

② 遊休農地の発生防止・解消



遠田 裕己
委員
(八幡)

遊休農地は、1年以上作物が栽培されず、草刈りなどの保全管理が行われていない農地をいいます。ここ数年は、農業従事者の離農が増えています。それに伴い、特に中山間地の条件不利地の農地は、耕作されなくなり遊休農地が増えていきます。【グラフ③参照】

農業委員会では、遊休農地発生防止のため、毎年農地パトロールをしています。近年、担い手の高齢化により草刈り等ができず雑草が生い茂っている農地があります。このような状態が続くと遊休農地が増え、病害虫が発生し近隣農地への影響も考えなくてはならなくなります。これからは今まで以上に条件不利地の農地は増えるので、遊休農地の発生防止に努めていきたいと思えます。

③ 新規参入の促進



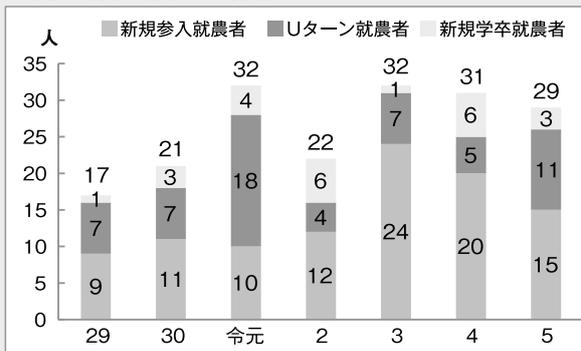
伊與田明子
委員
(酒田北部)

農業委員会では、新規就農希望者への農地のあっせんを行っています。法改正により農地の借り受けが以前より容易になったこともあり、新規就農を希望する相談者も増えているように思います。【グラフ④参照】

相談者が農地の借り受けをしたというとき、栽培する作物や栽培地の希望等を事務局で聞き、該当する地域の農業委員が農地の紹介をしています。また、農業委員がいろいろな状況等を聞くので、栽培方法や営農について相談に乗ることもあります。

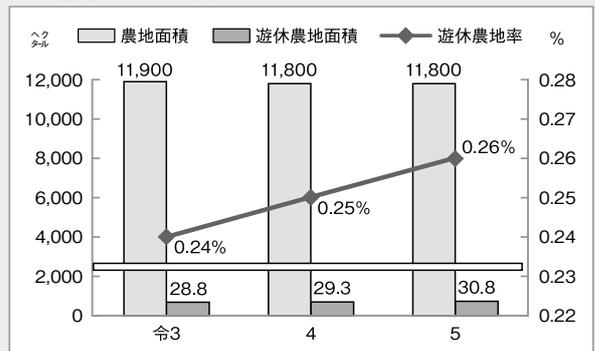
営利目的で就農する際は、農業大学校等や農家での手伝い等で実践的な栽培技術や経営力を学ぶことが重要です。また気象条件による影響も受けます。長期的な経営感覚を持ち農業に励んでもらい、私たちがその手助けをできたら幸いです。

④ 新規就農者数の推移



酒田農業技術普及課「酒田の普及活動」より

③ 遊休農地の推移



酒田市農業委員会調べ

キラリな女性

かがやく女性農業者

共に学ぶ



浜中地区
三井 智代

私は、家族で夫の実家がある酒田市に戻り5年目になります。夫は船員で、乗船すると数か月家を空けます。一緒に暮らす義理の両親が農業を営んでいて、メロンや花、ホウレン草に水稻を栽培しています。

非農家出身の私では、まだまだ力不足ですが、3人の子育ての合間に少しずつ作業の手伝いを始めたところからです。

農業とは無縁の生活でしたので、すべての事がとても新鮮に感じています。日々の手入れなど、まずは簡単な作業をお義母さんから教わっています。1年に1度しか挑戦できない農作業も多く、分からないことはすぐに聞ける環境で仕

事ができています。そして、みずみずしい作物と色鮮やかに育った花を一番近くで感じる事ができる今の暮らしに、子どもたちと共に感謝しています。

また、我が家では子どもたちを通して畑の見学や体験を受け入れることもあります。このことを通じ、農業に対する基礎や疑問について私も子どもたちと共に学ぶ機会になっていきます。祖父母の働く姿を見て、食べ物の大切さや農業の重要性を再確認し、自然や労働に敬意を払うきっかけになっています。

両親が受け継ぎ、築き上げてきた土地で大切に育てた農産物を少しでも多くの方に届けられるように頑張りたいです。また、農業の大切さ、楽しさ、喜びを年齢問わずいろいろな人たちに伝えていきたいです。

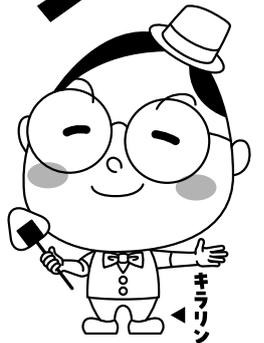


▲幼稚園児のメロン収穫体験

農地に関するはてなを解消

教えて

キラリン



このコーナーでは、毎回農地に関する素朴な疑問・質問に、キラリンがお答えしています。今回は農業者年金についてお答えします。

今号のテーマ

農業者年金って何？

農業者のための公的な積立年金です。老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者が、より豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金（基礎年金）に上乗せした、公的な年金制度です。

Q どういう人が加入できるの？

国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）

で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の人はだれでも加入できます（要件有）。また、

60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方（要件有）も加入できます（令和4年5月から）。

Q 将来ちゃんともらえるの？

給付の財源は自分で支払った保険料です（積立方式）。そのため、世代の人口比の影響を受けないので安心してもらえます。

Q 保険料はいくらなの？

保険料の額は自由に決められます。保険料は自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額2万円から6万7千円までの間で1千円単位で自由に選択できます。さらに35歳未満で一定の要件を満たす方は、1万円からでも加入できます。保険料の控除も受けられますので、詳しくはホームページをご覧くださいね。

○農業者年金のことは
市農業委員会事務局
☎2615767



農業一筋

農業委員がおじやまして

お聞きしました！

東平田地区

庄司 隆 由紀 ぐ夫妻



次男夫婦と孫4人の8人の大家族で暮らす庄司隆さん（76歳）と由紀さん（75歳）ご夫妻。

隆さんが認定農業者として第一線で農作業に当たり、水稲約7畝、畑約50アを経営しています。

就農当時から水稲と柿を中心にしていました。結婚を機に肉牛飼育も始めたという隆さん。「長男だから継いだけど、米だけでは無理だと思っていた。田にたい肥を入れるという循環を考えて、牛に取り組むことにしたんだよ」と、今でいう耕畜連携、循環型農業を行っていました。

杭掛けしたわらが牛の飼育に役立つと、米、柿、肉牛の3つを柱に頑張っていました。そ

の後、機械導入によるわらの減少と、牛肉の輸入自由化の報を聞き、肉牛から撤退。先見の明と行動力が印象的です。平成17年から15年間農業委員を務めた隆さんは、統

計調査員も務め、特に令和5年には国勢調査員としての永きにわたる功労で、瑞宝単光章を受賞しています。

由紀さんも民生委員を務めるなど、農業以外の活動も忙しかつたご夫妻。冬の手習いとして二人で始めた書道はかなりの腕前。お孫さんの書初めの手本を隆さんが書いています。

「人口減少もあるけど消費者の嗜好の多様化もある。その地に適したものや通年で何ができるかを見つけていくことが大事だろうね」と先を見据える隆さん。これからも元気に二人三脚でご活躍ください。

（佐藤秀之

委員）



おしらせ

農地中間管理事業について

令和7年から借り受け・貸し付け（経営移譲）したい場合は期限まで申し込んでください。

○ **申込期限** / 10月31日(木)

○ **申し込み** / 酒田市農業委員会事務局、庄内みどり農協各営農課、酒田市袖浦農協へ

○ **各種変更届** / 既契約の各種変更手続き（名義、住所、振込口座、借賃などの変更）も忘れずに手続きしてください。

利用権設定事業の制度改正について

来年度より農地の貸し借りは、原則、農地中間管理事業に一本化されます（農地法第3条許可を除く）。地権者・耕作者が直接、売買・貸し借りする利用権設定事業は、令和7年2月20日まで農業委員会事務局へ申請してください。

※農地中間管理事業は、原則耕作者の指名はできません。耕作者が決まっている場合は別途）相談ください。



編集後記

「きらり」が発行されるのは9月中旬ですが、この記事を書いてるのはパリオリンピック開幕直前の7月。私はスポーツをするのは苦手ですが観るのは好きなので、しばらくは寝不足の日が続くかと思っていた折も折、7月25日から大雨で、八幡地域を中心に市全体が甚大な被害に見舞われ、農地も各地で被害を受けています。

被災された方々にお見舞い申し上げます。被災された方々には、この号が発行されています。皆さんが日常生活に戻れていますよう祈念申し上げます。農業委員会としても地域の農業者の声に耳を傾け、農地の様子を目を配りながら、地域の農業が持続していけるよう、可能な限りできることをやっています。

自然を相手にする仕事の最たるもののひとつが農業です。今回の「きらり」を通じて、私たちの活動だけでなく、農業を取り巻く状況や自然環境と暮らしに農業がどう関わっているのか、知ってもらおうきっかけになれば幸いです。

（佐藤）